



### 年金

年金見込額の試算は50歳以上の方からご利用いただけるようになります。

平成18年3月から、年金見込額試算が55歳以上の方から50歳以上の方に、対象者の年齢が引き下げられました。

年金加入期間や年金額を確認し、将来の生活設計を早めに立てていただくためです。

失業された方は、国民年金の種別変更の届出が必要です。年金手帳を持って市町村役場へ

◆退職して自営業や無職(休職中)になった方

会社員であったときは厚生年金被保険者で国民年金の第2号被保険者でした。

退職すると、第2号被保険者から第1号被保険者になります。

第1号被保険者になったときは、役場で手続きをしていただくこととなります。

◆扶養されていた方

2号被保険者に扶養されていた方は第3号被保険者ですが、第1号被保険者になります。

役場で手続きをしていただくこととなります。

失業を理由とする特例免除制度もあります

1号被保険者になった月から保険料の納付が必要です。

しかし、失業により保険料を納付することが困難と認められるときは、「失業を理由とする特例免除」が認められます。

配偶者や連帯納付義務者の世帯主に所得がある場合は認められない場合があります。

- ① 年金手帳又は基礎年金番号通知書：年金番号確認のため
- ② 失業による認定であるため、雇用保険受給資格者証の写し、雇用保険者離職票の写し、離職者支援資金の貸し付け決定通知書の写しのいずれかが必要となります。

必要となります。

### 農業

「すぐ再就職するつもりだから」と放置しておかないようにしましょう。

問い合わせ

松山西社会保険事務所  
国民年金保険料課

役場町民課年金係  
☎925-5175  
☎985-4106

### 税

農業所得の収支計算について(その1)

～進んでいますか？

収入・経費などの書類の保管・記帳

平成18年も半年以上経過しましたが、農業所得の収支計算に必要な書類などの保管、帳簿への記帳などは進んでいますか？

農業所得は、平成16年分の所得申告から、標準的な目安による申告はできなくなり、収入金額と必要経費を計算し、それにより所得を求める収支計算での申告となっています。

では、どういったものが収入金額や必要経費になるのでしょうか。まず、収入金額になるものをご説明します。

収入金額になるもの

- ① 農産物の販売代金
- ② 自家用に消費した農産物
- ③ 親類などに贈与した農産物
- ④ 事業用に消費した農産物
- ⑤ その他農業に関連して得た収入、副産物の販売収入や補助金など

①については、販売金額(米などの販売収入で、出荷手数料などが差し引かれる前の金額)がそのまま収入金額になります。販売数量と金額を記録しておきます。

②③④についても収入金額として計算するため、数量を把握しておきます。金額計算するうえでの単価は、販売金額が分かる場合は、その金額をもとにして単価を求め、計算します。販売などを行わない場合は、市場価格などをもとにして計算します。

⑤については、町などからの補助金や副産物などの収入金額がそのまま計上されます。その他にも、稲刈りなどの作

業を頼まれて行った場合の謝礼金などもこれに該当します。収入金額になるものとしては、以上のようなものがあげられます。正確な農業所得計算のためには、書類を保管し、整理しておくことが大切です。次回は、必要経費になるものを説明します。

問い合わせ

役場税務課町民税係  
☎985-4110

### 8月の納税

町 県 民 税 第2期  
国民健康保険税 第2期

口座振替日は

銀行・信金・郵便局 8月25日(金)  
農 協 8月28日(月)

※納税は便利な口座振替で  
～一つの税は 十のくらしの 役に立つ～